

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年7月19日

自動車局安全政策課長殿

照会者名 鈴木隆広

住所 横浜市都筑区池辺町3620

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第17条第4項で定める国土交通省令：貨物自動車運送事業法輸送安全規則における第7条（点呼等）

道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

私のお客様である運送事業者様の日常点検の方法についての照会です。

貨物自動車運送事業法輸送安全規則で定める点呼では車両の日常点検を実施し、異常がないことを確認します。異常がなければ運転手はその車両で運送業務として乗務することができます。

貨物自動車運送事業法では営業所と車庫の場所が一定距離の範囲で離れていることが認められています。当然、車庫にて車両の日常点検を行い、点呼場所が営業所である場合は営業所に戻ります。

その際、車庫から営業所まで日常点検完了後のトラックにて運行管理者の点呼前の運転手が当該車両にて営業所まで運行していくことには問題があるのでしょうか。

（各運輸局ならびに運輸支局はそのように解釈した上での指導を全国一律に行っています）

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

問題ないと考えます。道路運送車両法で規定する日常点検は運行前の実施が義務付け

られています。一方、貨物自動車運送事業法輸送安全規則で規定する点呼は乗務前の運転手に対して義務付けられています。運行とは車両を単に運転することであり、乗務は運送の対価として運賃が発生する運行であると解釈します。つまり、運行と乗務は異なる性質のものだと考えます。もし、運賃発生外であっても事業用自動車を運転する前に点呼が必要となると、たとえば車両を修理のために修理工場に持って行く場合にも点呼が必要となります。それは貨物自動車運送事業法輸送安全規則の趣旨ではないと考えます、なぜならば第1条の目的において「貨物自動車運送事業の輸送の安全」と記載があるからです。そう読むことが正しいのであれば、そもそも貨物自動車運送事業法輸送安全規則は、運送事業として運賃が発生する輸送に関わる規定です。そう解釈するのであれば運賃が発生しない運行についての事前点呼は不要と考えます。それであれば、車庫から営業所までの運行は乗務ではないので、当該運行前に点呼は不要と考えられます。点呼後にしかできないのはあくまで運送事業としての乗務であり、単なる車両移動である運行は、貨物自動車運送事業法第2条で言う「他人の需要に応じ、有償で」「貨物を運送」していないので当該規定に縛られないべきと考えます。

それを拡大運用し、事業用自動車として登録された車両を運行する際は、運送の為否を問わず、すべて貨物自動車運送事業法関係法のルールに則らなければいけないというのであればあまりに不経済であり、法の適用範囲を超えていると考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5. 連絡先

電話 045-932-3722

メール suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp